

# 4 報告資料

【余白】

# (1) 新型コロナウイルス感染症における対応について

## 1 国民健康保険料の減免について

今年度も昨年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症の影響で、死亡又は重篤な傷病を負った方や、事業収入等の減少が見込まれ一定の要件を満たす方について保険料の減免を実施する。

### ○減免対象保険料

令和3年度分の保険料であって、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に納期限がある保険料

### ○減免額の計算

- 死亡又は重篤な傷病を負った方 全額
- 事業収入等の減少が見込まれ一定の要件を満たす方  
下記の【減免対象保険料額】×【減免割合】が減免額

<b>【減免対象保険料額】 = A × B / C</b>
A : 世帯の被保険者全員について算定した保険料額
B : 世帯の主たる生計維持者の減少が見込まれる事業収入等に係る令和2年の所得額 (減少が見込まれる事業収入等が2以上ある場合はその合計額)
C : 世帯の主たる生計維持者及び世帯の被保険者全員の令和2年の合計所得金額

<b>【減免割合】世帯の主たる生計維持者の令和2年の合計所得金額で区分(※)</b>	
300万円以下の場合	10分の10
400万円以下の場合	10分の8
550万円以下の場合	10分の6
750万円以下の場合	10分の4
1000万円以下の場合	10分の2

### ○国の財政支援の額

保険料減免総額の10分の4相当額 (参考: 令和2年度は10分の10)

### ○昨年度減免実績

	令和元年度※	令和2年度
減免決定件数	1,440件	1,763件
減免金額	54,653,001円	327,569,665円

※令和2年2月分、3月分が該当

## 2 傷病手当金の支給について

### ○概要

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、被用者が休みやすい環境を整備するため、新型コロナウイルス感染症に感染した方（発熱等の症状があり感染が疑われる場合を含む）が、療養のため労務に服することができなくなった場合に傷病手当金を支給する。

### ○対象者

給与等の支払いを受けている被保険者のうち新型コロナウイルス感染症に感染した方、又は発熱等の症状があり感染が疑われる方。

### ○支給対象となる日数

労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち就労を予定していた日

### ○支給額

1日当たりの支給額 [= (直近の継続した3月間の給与収入の合計額 ÷ 就労日数) × (2/3)] × 支給対象となる日数

### ○適用期間

令和2年1月1日 ～ 令和2年9月30日

※ただし、入院が継続する場合等は最長1年6月まで。

延長1 令和2年10月1日 ～ 令和2年12月31日

延長2 令和3年1月1日 ～ 令和3年3月31日

延長3 令和3年4月1日 ～ 令和3年6月30日

延長4 令和3年7月1日 ～ 令和3年9月30日

### ○支給決定実績

	令和2年度	令和3年度（6月末時点）
決定件数	3件（3人）	5件（3人）
給付額	143,870円	272,730円

## (2) 資格証明書の交付運用の変更について

### 1. 資格証明書(以下「資格証」という。)とは

保険料を一定期間以上滞納している世帯主に対して、被保険者証の代わりに交付される証で、病院等で一旦 10 割負担しなければならない。滞納者との納付相談の機会を確保するために行うもの。

### 2. 資格証交付の検討の経緯

○令和2年度は新型コロナウイルス感染症の流行で、資格証の人でも風邪等の症状での受診は3割負担とされた(コロナの感染拡大防止のため、国から通知あり)。

○コロナの影響で、窓口での納付相談ができないため、令和2年度は新規の資格証の交付はしていない。

○コロナの感染拡大が収束しない状況であり、令和3年度の交付をどうするか検討。

### 3. 令和2年度の状況と検討内容

○令和2年度の交付件数は 613 件(令和元年度 1,150 件)で半減している。

○令和2年度の収納率は前年同期(3月末時点)と比べ 1.04%上昇。

○資格証は滞納者との納付相談の機会を確保するための手段の1つだが、資格証の交付が減っても、令和2年度においては、料金課の収納対策によって収納率を上げることができている。

○保険料を払っている人と払っていない人との公平性も考える必要がある。

○他の政令市の状況をみると、交付していない市や交付件数の減少を検討している市がある。

○令和3年度だけでなく、4年度以降の資格証の在り方についても検討する。

### 4. 検討結果(令和3年度の対応と交付基準の見直し)

○令和3年度はコロナの感染拡大防止を徹底するため、資格証を交付せず、短期証を交付する。

○令和4年度以降については、公平性の観点から資格証の交付は、悪質と思われる(保険料を払える能力があるのに払わない)場合のみ交付することとする。  
(特別な事情がある場合を除く。)

(3) 岡山県国民健康保険運営方針に係る令和2年度の県内自治体における取組状況について

運営方針に係る令和2年度取組状況(市町村別)

※新型コロナウイルス感染症の影響を受けて中止

参考

項目	岡山	倉敷	津山	玉野	笠岡	井原	備前	総社	高梁	新見	和気	早島	里庄	矢野	新庄	勝央	奈義	美作	西粟倉	久米南	吉備中央	瀬戸内	赤磐	真庭	鏡野	美咲	浅口	
4 保険料(税)徴収の適正な実施																												
1 現状																												
2 収納対策の実施状況	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2 収納対策																												
1 収納率目標の設定																												
運営方針期間内での収納率目標の設定	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
5 保険給付の適正な実施																												
4 診療報酬明細書点検の充実強化																												
(1) 点検データによる効率的な点検の促進																												
データを活用した効率的な点検の実施、医療給付専門指導員による助言等の実施	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
5 第三者行為求償事務、過誤調整等の取組強化																												
1 第三者行為求償事務の取組強化																												
(3) 周知広報の強化																												
HPや広報紙等を活用した周知	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
HPへの傷病届様式の掲載、被保険者証交付時等における傷病届の提出義務の周知	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(4) 関係機関からの情報提供体制の構築																												
関係機関との情報提供体制構築の取組	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
6 医療費適正化の取組																												
2 医療費適正化に向けた取組																												
2 生活習慣病対策に向けた取組																												
(1) 発症予防(一次予防)の推進																												
①健康的な食生活についての普及啓発や栄養委員の減塩活動や声かけ運動などの支援	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
②運動等と生活習慣病の知識の普及啓発、愛育委員等による運動習慣定着の働きかけ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
③歯周病と糖尿病の関係等セルフケアの重要性などの普及啓発の取組	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(2) 重症化予防(二次予防)の推進																												
糖尿病と高血圧性疾患等の複数疾患対象者への適切な受診と治療継続の働きかけ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
3 重複・頻回受診、重複服薬の是正に向けた取組																												
重複受診や頻回受診、重複投薬の被保険者に対する訪問指導等の取組	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
4 後発医薬品の使用促進に向けた取組																												
調剤実績や削減実績の把握、後発医薬品使用の場合の差額通知ほか使用促進に向けた取組	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
5 医療費通知の実施																												
被保険者の健康管理の心掛けへの支援、受診に要した医療費の通知	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
6 保健事業実施計画(データヘルス計画)の策定及び目標達成に向けた取組																												
国保データベースシステム等を活用した受診率や医療の動向等の定期的な把握	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
7 健康づくりに向けたインセンティブ事業の実施																												
独自のヘルスケアポイント制度の実施など被保険者の自主的な健康づくりを促す取組	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
3 岡山県医療費適正化計画(第3期)との関係等																												
(2) その他																												
要因分析、効果的な対策の検討、計画的な実施 ※高医療費市町村のみ	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
7 事務の広域的・効率的な運営の推進																												
1 広域的及び効率的な運営の推進に向けた取組																												
4 市町村が取り組むべき情報セキュリティ対策																												
個人情報を含む重要情報の適正管理のための十分な対策の実施	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
8 保健医療サービス・福祉サービス等に関する施策との連携																												
1 保健医療サービス・福祉サービス等との連携																												
(2) 市町村(国保担当課)の取組																												
①地域包括ケアシステム構築に向けた市町村庁内関係課組織への国保担当課の参画	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
②①に加え、保険者・医療・介護・生活支援関係者等のネットワーク会議への参画	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
③KDBシステムから保健事業・介護予防・生活支援対象者の抽出、保健師等による訪問事業	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
④保健活動・保健事業の実施状況の医療・介護・保健・福祉サービス関係者への情報共有	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
⑤高齢者の自立、健康づくりに向けた住民主体の地域活動への支援の実施	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
⑥地域医療の中核を担う国保直診施設の積極的活用	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
⑦後期高齢者医療制度と連携した保健事業の実施	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

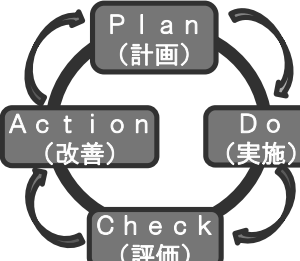
出典：令和3年2月18日 岡山県国民健康保険運営協議会資料

# 岡山県国民健康保険運営方針について

## 県国保運営方針＝県内の統一的な運営方針として策定



対象期間：3年間  
(平成30～令和2年度)  
3年ごとに見直し

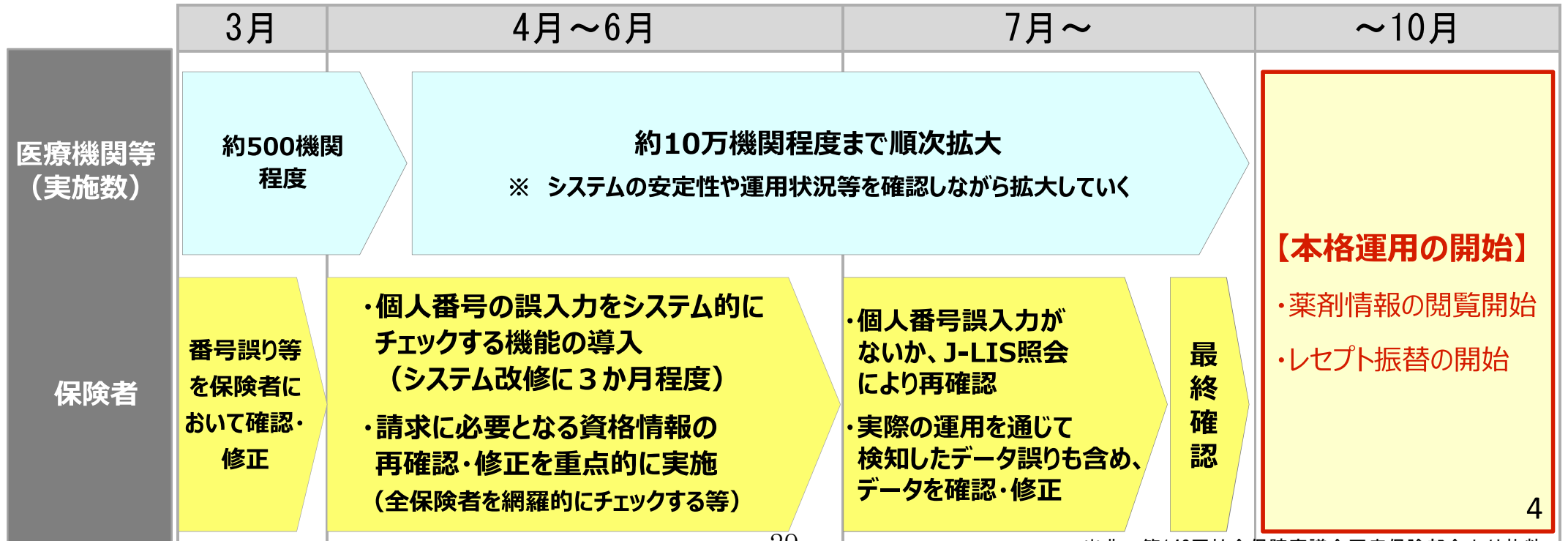


出典：令和3年2月18日 岡山県国民健康保険運営協議会資料

## (4) オンライン資格確認等システムの本格運用の開始時期について

- オンライン資格確認とは、マイナンバーカードのICチップまたは健康保険証の記号番号等により、オンラインで資格情報の確認ができること。
- 令和3年3月4日より本格運用前のテストという位置付けでプレ運用を開始し、3月下旬からの本格運用が予定されていた。
- しかしながら、システムの安定性確保やデータの正確性担保の観点から、プレ運用が継続されることとなった。
- 本格運用については、遅くとも薬剤情報の閲覧開始が予定されている令和3年10月までに開始となる予定。
- 令和3年3月下旬の開始を予定していた特定健診情報の閲覧についても延期となる。令和3年10月までには閲覧できるようになる予定。

### 【本格運用開始に向けた厚生労働省の工程管理スケジュール】





## よくある質問にお答えします



マイナンバーを見られるのが不安です

医療機関や薬局の窓口職員が、マイナンバーを取り扱うことはありません。もし見られたとしても、他人があなたのマイナンバーを使って、手続きすることはできない仕組みになっています。



マイナンバーカードを持ち歩いて大丈夫なの？

健康保険証として使えるようになって、受診歴や薬剤情報などプライバシー性の高い情報がカードのICチップに入ることはありません。落としたり、失くしたりした場合は、フリーダイヤルで24時間365日体制でカードの一時利用停止を受け付けています。



どこで利用できるの？

マイナンバーカードを健康保険証として利用できる医療機関・薬局は、下のステッカーやポスターが目印です！利用できる医療機関・薬局は、順次増えていきます。



ステッカー



ポスター



厚生労働省のホームページでも利用できる医療機関・薬局をご案内しています。

## マイナンバーカードの申請方法

交付申請書をお持ちの方は、以下4つの方法から申請できます！



### スマートフォン

半分以上の人がオンラインからの申請なんだって！

- 1 スマホで顔写真を撮影。
- 2 スマホで交付申請書のQRコードを読み取る。
- 3 申請用WEBサイトでメールアドレスを登録。
- 4 申請者専用WEBサイトのURLが届いたら、顔写真を登録、必要事項を入力して申請完了。 交付申請書



### パソコン

交付申請書に記載の申請書IDが必要だよ

- 1 カメラで顔写真を撮影。
- 2 申請用WEBサイトでメールアドレスを登録。
- 3 申請者専用WEBサイトのURLが届いたら、顔写真を登録、必要事項を入力して申請完了。



### 証明用写真機

- 1 タッチパネルから「個人番号カード申請」を選択。
- 2 撮影用の料金を投入して、交付申請書のQRコードをバーコードリーダーにかざす。
- 3 画面の案内にしたがって、必要事項を入力。
- 4 画面の案内にしたがって、顔写真を撮影して送信し、申請完了。



### 郵便

- 1 交付申請書に必要事項を記入し、6か月以内に撮影した顔写真を貼り付けて郵送し、申請完了。

カードの仕上がりが早いスマホでの申請がおすすめ！

交付申請書をお持ちでない方は、[マイナンバーカード 郵便](#)

- 1 専用サイトから手書き用の交付申請書と封筒をダウンロードすれば、郵便で申請ができます！プリントアウトしてご利用ください。  
※手書き用の交付申請書には、顔写真の貼付とマイナンバーの記入が必要です。
- 2 市区町村の窓口でも、交付申請書を再発行しています。本人確認書類（運転免許証、パスポート等）を持参の上、お住まいの市区町村へ行きましょう。



## マイナンバー制度・マイナンバーカードについてのお問合せ

マイナンバー総合フリーダイヤル **0120-95-0178** 受付時間(年末年始を除く)  
平日 9:30~20:00  
土日祝 9:30~17:30

▼一部のIP電話等で上記ダイヤルに繋がらない場合  
マイナンバーカード等 **050-3818-1250**  
その他のお問合せ **050-3816-9405**

▼英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語対応のフリーダイヤル  
This telephone number is toll-free corresponding to English, Chinese, Korean, Spanish and Portuguese.  
マイナンバー制度について **0120-0178-26**  
マイナンバーカード等 **0120-0178-27**

※失業・定職によるマイナンバーカードの一時利用停止については24時間365日受付！

マイナンバーカードの申請方法はこちら↓  
<https://www.kojinbanpa-card.go.jp/kofushine/>

# マイナンバーカードが健康保険証として利用できます！

※令和3年10月までに本格運用が開始されます。それまでは健康保険証の持参もお願いします。



マイナンバーPRキャラクター マイナちゃん

公的個人認証サービスPRキャラクター  
マイキーくん

# マイナンバーカードが健康保険証として利用できます！

※従来の健康保険証が利用できなくなるわけではありません。



## 1 マイナンバーカードをカードリーダーに置く

カードの顔写真を機器で確認します。  
※顔写真は機器に保存されません。



## 2 オンラインであなたの医療保険資格を確認！

マイナンバーカードのICチップにある電子証明書により医療保険の資格をオンラインで確認します。

## 利用申込はカンタン！



ここをクリック！

※2021年6月より本デザインに変わる予定です。

(\*)子育てや介護をはじめとする行政手続の検索やオンライン申請がワンストップでできたり、行政からのお知らせを受け取ることができる自分専用のサイトです。

マイナンバーカードを健康保険証として利用するためには、申込が必要です。利用の申込は、マイナポータル\*やセブン銀行のATMでできます。医療機関・薬局の顔認証付きカードリーダーでも利用申込できますが、待ち時間短縮のため、事前の申込をお勧めします。



## マイナンバー(12桁の数字)は使いません！



ICチップには、受診歴や薬剤情報などの個人情報は記録されません。

マイナンバーカードの健康保険証利用には、ICチップの中の「電子証明書」を使うため、マイナンバー(12桁の数字)は使われません。

医療機関や薬局の受付窓口でマイナンバーを取り扱うことはありませんし、ご自身の診療情報がマイナンバーと紐づけられることもありません。

## どんないいことが? 7つのメリット

### POINT! 1 より良い医療が可能に!

本人が同意すれば、初めての医療機関でも、特定健診情報や今までに使った薬剤情報が医師等と共有でき、より適切な医療が受けられるようになります。  
※特定健診情報の閲覧は、医療保険者によって開始時期が異なります。  
※薬剤情報の閲覧は2021年10月開始(予定)。



### POINT! 2 自身の健康管理に役立つ!

マイナポータルで、2021年10月までに、自分の特定健診情報を順次閲覧できるようになり、2021年10月(予定)から自分の薬剤情報を閲覧できるようになります。  
※特定健診情報の閲覧は、医療保険者によって開始時期が異なります。



### POINT! 3 オンラインで医療費控除がより簡単に!

マイナポータルで、2021年11月(予定)から自分の医療費通知情報が閲覧できるようになります。  
また、2021年分所得税の確定申告から、医療費控除の手続で、マイナポータルを通じて医療費通知情報の自動入力が可能となります。



### POINT! 4 手続きなしで限度額を超える一時的な支払が不要に!

限度額適用認定証がなくても、高額療養費制度における限度額を超える支払が免除されます。  
※自治体独自の医療費助成等については、書類の持参が必要です。



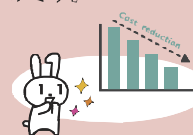
### POINT! 5 医療保険の資格確認がスムーズに!

カードリーダーで顔写真を確認すれば、スムーズに医療保険の資格確認ができ、医療機関や薬局の受け付けにおける事務処理の効率化が期待できます。



### POINT! 6 医療費の事務コストの削減!

医療保険の請求誤り等が減少することから、医療保険者等の事務処理コストが削減でき、持続可能な制度運営につながる見込みです。



### POINT! 7 健康保険証としてずっと使える!

就職や転職、引越をしても、マイナンバーカードを健康保険証としてずっと使うことができます。医療保険者が変わる場合は、加入の届出が引き続き必要です。

